（資料の提出等の要求）

第七条　審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第八条　審議会の庶務は、原子力規制委員会原子力規制庁長官官房において処理する。

（審議会の運営）

第九条　この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

環境大臣　望月　義夫

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百号

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）の一部を次のように改正する。

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十五条の四第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

第二条中「ものは」の下に「、次の表の上欄に掲げる通則法第一条第一項に規定する個別法（次条において「個別法」といい、国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）を除く。）で定める主務大臣にあってはそれぞれ同表の下欄に掲げる審議会等」を加え、「（平成二十六年法律第四十九号）」を削り、「あっては、」を「あっては」に改め、同条に次の表を加える。

内閣総理大臣	宇宙政策委員会
総務大臣	総務省の国立研究開発法人審議会
文部科学大臣	文部科学省の国立研究開発法人審議会
厚生労働大臣	厚生労働省の国立研究開発法人審議会
農林水産大臣	農林水産省の国立研究開発法人審議会
経済産業大臣	経済産業省の国立研究開発法人審議会
国土交通大臣	国土交通省の国立研究開発法人審議会
環境大臣	環境省の国立研究開発法人審議会
原子力規制委員会	原子力規制委員会の国立研究開発法人審議会

第三条中「通則法第一条第一項に規定する」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総務大臣　山本　早苗

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百一号

独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十三号とし、第八号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二　児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業を行う法人

第二条中第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号の三を第七号とし、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園を設置し、又は経営する学校法人

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年四月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三